

政 委 第 1 号
平成21年1月7日

外務省独立行政法人評価委員会
委員長 南 直 哉 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 大 橋 洋 治

平成19年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績に関する
評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成20年8月29日付けをもって貴委員会から通知のあった「外務省所管の独立行政法人の平成19年度における業務実績の評価について」のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 19 年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）においては、「随意契約見直し計画^{（注）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 外務省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における外務省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の外務省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、約101.82億円、861件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で13ポイント、件数で10ポイント減少している。

また、外務省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、37件(24%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における外務省所管2法人(国際協力機構、国際交流基金)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、外務省所管2法人のうち、国際協力機構については、評価結果において、「随意契約の見直し計画に従って、国の基準に合わせた規程改正を含め(中略)着実に実施した」旨の言及がなされているが、国際交流基金については、契約に係る規程類の整備内容の適切性について評

価結果において言及されていない。

また、上記2法人ともに、表3-(1)のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、

- ① 契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性についてより厳格に評価を行うとともに、評価結果において明らかにすべきである（国際交流基金）。
- ② 今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料2参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
国際交流基金※	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人国際交流基金会計細則」（平成 15 年 10 月 1 日施行）において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250 万円以下）を国の金額基準（100 万円以下）より高く設定している。
国際協力機構	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般契約事務取扱細則」（平成 15 年 10 月 1 日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10 日）より短縮できるとしている。 ・同契約事務取扱細則において、一般競争入札における公告期間を入札期日の前日ではなく入札期日から起算して 10 日前としている。 ・同契約事務取扱細則において、予定価格の作成の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250 万円以下）を国の金額基準（100 万円以下）より高く設定している。

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。
 3 予定価格の作成について契約種類により金額に係る基準が異なる場合には最も高額なものを記載している。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、国際協力機構については、評価結果において、「関連公益法人等との契約につき、18 年度実績に基づき見直しを行い、具体的な見直し計画を策定」した旨の言及がなされている。

しかしながら、国際交流基金については、表 3 - (2) のとおり、当該法人の随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこととしている事項についての取組状況に関する検証結果が、評価結果において言及されていない状況がみられた。

したがって、今後の評価に当たっては、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意

されたい。

**表 3 - (2) 随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこと
としている事項がある独立行政法人の状況**

法人名	平成 19 年度内に取り組むこととしている事項
国際交流基金 (平成 19 年 12 月までに措置)	・総合評価落札方式の導入拡大、ガイドライン策定。 ・プロジェクトチームの設置。

(注) 1 当委員会が作成した。

2 随意契約見直し計画において平成 19 年度内に取り組むこととしている事項があり、評価結果においてその取組状況の検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

別表 外務省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合(1者応札件数%)／一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数注3	関連法人との契約がある法人注4
	競争性のある契約注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
国際協力機構	2,349	2,785	5,134	2,420	1,990	4,410	19(20%) ／94件	8	○
	500.07	276.98	777.05	609.98	186.96	796.94			
国際交流基金	79	257	336	110	191	301	18(30%) ／61件	2	○
	9.91	29.35	39.26	10.86	17.55	28.40			
合計 (外務省)	2,428 (44%)	3,042 (56%)	5,470 (100%)	2,530 (54%)	2,181 (46%)	4,711 (100%)	37(24%) ／155件		
	509.98 (62%)	306.33 (38%)	816.31 (100%)	620.84 (75%)	204.51 (25%)	825.34 (100%)			
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%)	65,235 (64%)	101,853 (100%)	43,224 (46%)	50,797 (54%)	94,021 (100%)	10,768(45%) ／24,168件		
	11,523.83 (52%)	10,484.13 (48%)	22,007.93 (100%)	14,907.13 (60%)	9,829.43 (40%)	24,736.56 (100%)			

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。